

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市岩室すこやかセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 52 号

新潟市岩室すこやかセンター条例の一部を改正する条例

新潟市岩室すこやかセンター条例（平成 16 年新潟市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「市長がセンターの利用を許可するとき」を「センターの利用の開始前まで」に改める。

第 9 条第 2 項第 2 号中「7 日前」を「前日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

室名	使用料の額（円）		
	午前（午前 8 時 30 分から正午まで）	午後（正午から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時から午後 9 時 30 分まで）
大研修室（1）	140	190	230
大研修室（2）	140	190	230
研修室	60	100	120
調理室	160	260	330
体育室	330	460	580

備考

- 1 利用時間が上表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

- 2 営利を目的として利用する場合の使用料の額は、上表に定める使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 使用料に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市岩室すこやかセンター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市岩室すこやかセンターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。